



平成28年3月8日
一般社団法人日本自動車購入協会
車売却消費者相談室
0120-93-4595

ご注意ください

消費者の皆様へ

消費者の皆様に対して、大変悪質と思われる案件が「車売却消費者相談室」に寄せられております。(非会員)

以下の当相談室への相談は、ほんの一握りの件数と思われます。

是非ともご注意くださいたく、お知らせいたします。

概 要

高価格の委託販売契約と売買契約の同時締結

3月1日～7日の間、同一業者との委託販売・売買契約同時の締結で
トラブル相談件数は5件。(同一業者では短期間で例のない多さの相談件数です)

相談の共通点

- ① 一括査定サイトによる訪問
- ② 委託販売契約と売買契約の同時締結
- ③ 委託販売契約金額は**150万円から200万円と高額** 期間1ヶ月
- ④ 売買契約の金額は具体的に説明なく**50万円**
- ⑤ ③の期間1ヶ月を経過すると売買契約に移行。契約書に記入されている。
- ⑥ 委託販売期間が過ぎてキャンセルを申し入れると、
委託販売キャンセル料と売買契約キャンセル料の2重を請求される。
- ⑦ 委託販売の為、車と書類を一緒に引き渡すと、1か月後に売買契約
金額50万で買取されてしまう (小売販売済み)。
- ⑧ 契約、車、書類引渡時までは非常に対応良いが、キャンセル等の申し入れ
すると、威圧的な態度で怖い。

以上

お車買取でのご相談は、お気軽にご相談ください

車売却消費者相談室 0120-93-4595 平日9:00~17:00